

令和 7 年度活動計画

1. 情勢及び基本方針

食料安全保障の確保などを目的に、国では昨年 6 月に四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」を改正し、去る 4 月 11 日には「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。新たな基本計画では、令和 7 年度からの初動の 5 年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、農業の構造転換を集中的に推し進めることが定められ、各種施策で見直しを行うこととされている。

国の趨勢では令和 12 年には農業経営体数が 54 万経営体と令和 2 年対比で半減し、約 3 割の農地が耕作されなくなるおそれがあることが示されており、持続可能な農業構造にしていくことが喫緊の課題となっている。

そうしたなか、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るため、我々認定農業者は、離農する農地の引き受けや生産性向上・付加価値向上への取組みが期待されている。

また、各市町村では令和 7 年 3 月末までに地域の農地の将来像をあらわす「地域計画」が策定された。地域の将来の農地利用の状況が明らかとなるなか、今後は、地域計画の実行や更なるブラッシュアップを進めて行くステージに入る。地域農業の維持・発展を図るため、地域農業の中核的な存在である我々認定農業者が計画実現に向け積極的に取り組む必要性がある。

こうしたなか、全国認定農業者協議会は県認定農業者組織、関係機関と連携を図りながら会員相互の研さんや情報交換を深めるとともに、将来の農業を担う重要な役割を背負う認定農業者として、農業政策に対する提案や組織活動の発展に向けた取組を進めることとする。

2. 事業計画

(1) 会議の開催

①総会

○令和 7 年度通常総会

開催期日：令和 7 年 7 月 3 日（木）

開催方法：東京（主婦会館）への現地参集と Web 会議の併用

②役員会

○第 1 回

開催期日：令和 7 年 4 月 18 日（金）

開催方法：WEB 会議

議 事：①令和 6 年度活動報告・令和 7 年度事業計画（案）について

②賛助会員制度の開始について

③決議書（要請）について

○第2回

開催期日：令和7年5月26日（月）

開催方法：WEB会議

議 事：①総会議案（案）について
②決議書（要請）の検討について など

○第3回

開催期日：令和7年9月～10月

開催方法：WEB会議

議 事：①20周年記念全国大会について
②賛助会員の入会 など

○第4回

開催期日：令和8年3月5日（木）

開催方法：WEB会議

議 事：①次年度活動計画 など

※その他、必要に応じて適宜役員会を開催する。

③20周年記念全国大会

○20周年記念全国大会

開催期日：令和7年12月1日（月）

開催方法：都内現地参集とWeb会議の併用

（2）政策提案など農政活動の実施

現場での実践を踏まえ、地域農業の担い手としての意欲の喚起、創意工夫を助長するような施策や仕組み等に関する政策提案を市町村・県組織から積み上げ、政府・国会等に提案するなどの農政活動を強化する。

農林水産省への要請活動

開催期日：令和7年7月4日（金）

（3）認定農業者の組織化推進に向けた『仲間づくり』活動の実施

①組織の運営・活動の強化

認定農業者を中心とした経営対策予算の措置に向けて、市町村・都道府県・全国の各組織運営の強化等について引き続き取り組むとともに、他の農業経営者組織との連携を図る。

②未組織都道府県の組織化の推進と会員拡大

未組織都道府県の組織化に向け、ブロック単位での働きかけを強化し、未加入組織に対して加入を働きかける。

また、認定農業者組織の強化が急務となることから、未組織都道府県については、積極的な働きかけに加え、出来るかぎり、本会役員または事務局の派遣等のサポートを行う。

さらに市町村段階の組織化についても、県組織役員等が中心となり積極的に関係者に働きかける。

③青年部及び女性部の活動強化

各県組織における青年、女性の交流・研鑽を積極的に実施するため、各県域の役員が中心となり、各種研修会や交流会の開催に向けた積極的な働きかけを行う。これに加えて、本会役員または事務局の派遣も含め、必要な支援を行う。

とりわけ、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）の成果目標において、認定農業者数に占める女性の割合が設定されたことも踏まえ、各県組織における女性部設置等を促進する。

また、各都道府県組織が開催した青年部及び女性部の研修会や交流会については、その経費の一部を助成する。

認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019年3月)	5.5% (2025年度)
家族経営協定の締結数	58,799件 (2019年度)	70,000件 (2025年度)

【参考】第5次男女共同参画基本計の成果目標（現状と目標値）

④認定農業者の育成・確保に向けた取り組み

自ら農業経営改善計画の達成状況を点検し、さらなる経営発展に努めるとともに、計画的な経営継承の検討・実施に取り組む。

（４）経営改善に向けた相互研さん・研修活動の実施

①全国農業担い手サミットの開催

鹿児島県で開催する「第27回全国農業担い手サミット in かごしま（令和7年10月23日（木）～24日（金））」について、サミット実行委員会に参画のうえ、企画・開催する。

②全国農業経営者研究大会等の研修会への参画

第55回全国農業経営者研究大会（令和8年2月上旬で調整中）に主催者の一員として、県組織の理解・協力を得て積極的に参加する。

③オンラインセミナーの開催

情勢に応じて必要な事項の勉強会を適宜開催する。

④経営者組織との連携強化

農業経営をめぐる情勢変化を踏まえ、農業経営の改善に向けて全国農業経営者協会、全国稲作経営者会議、全国養鶏経営者会議、全国肉用牛経営者会議、農のふれあい交流経営者協会、（公社）日本農業法人協会との連携を強化する。

⑤関係団体等との連携強化

(一社) 全国農業会議所等関係団体との連携を図り、情報提供活動等の取り組みを強化する。

(5) 国民理解の促進に向けた情報提供活動の実施

全国農業新聞を機関紙として位置づけ、認定農業者組織の活動状況や認定農業者の経営改善事例等を紹介するとともに、生産現場の声を国民に向けて発信し、消費者の農業理解に積極的に取り組むこととする。

(6) 都道府県・ブロック単位の活動強化に向けた支援

上記(1)～(5)について、さらに効果的に取り組みを進めるため、都道府県及びブロックにおける活動強化の支援に努める。

また、ブロックごとの会議の開催等について支援し、必要に応じて開催等に係る経費の一部を助成する。

(7) 認定農業者に関する各種調査活動の実施

必要に応じて、認定農業者の状況の把握や経営に役立つ各種調査活動等に取り組み、会員の経営改善に役立つ情報の発信に繋げていくこととする。

(8) 賛助会員制度の開始ならびに加入推進

更なる組織力の強化や活動の活性化を図るため、賛助会員制度を開始し、当協議会の趣旨に賛同する、農業に関わりのある企業・団体等と連携のうえ、各種活動等を実施する。また、併せて賛助会員の加入推進を行う。

(9) 農業経営人材の育成に向けた官民協議会への関与ならびに研修プログラム等の推進

農業の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上を促進することを目的に、農林水産省が設置した「農業経営人材育成に向けた官民協議会」の取組について、構成員である全国農業会議所を通じて必要に応じて意見の提出を行う。また、研修プログラムや農業経営に役立つシステム（生産原価概算システム・財務分析システム）を会員に対して利用推進を行う。

3. 行動指針に基づいた組織活動の実施

自らの農業経営の改善に取り組むとともに、互いの経営発展を通じて農業構造をより望ましい方向へ導く「地域農業のけん引役」を果たせるよう、『全国認定農業者協議会行動指針』（以下「行動指針」という。）に基づいた組織的な取り組みを進める。

4. 「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づく活動展開

認定農業者が自ら作成した農業経営改善計画を達成するには、自己経営の現状

を明らかにし、経営理念に基づいた経営改善・発展のための課題に“気づくこと”が不可欠である。また、“気づいた課題”を解決するために構築されている認定農業者等への支援策や税制特例等を理解し有効に活用することが求められる。このため、「行動指針」に基づき、認定農業者組織等は農業委員会ネットワーク機構と連携しながら、「農業経営発展過程・経営管理モデル」に対応した活動を展開する。